

著作物の円滑な流通の促進に関する文化庁の施策

【契約システム】

< ビジネスにおける契約システム >

- **ビジネスモデルに関する全く新しい「アイデア」の創出支援**
 - ・革新的なビジネスモデルのアイデアを創造するため、実務家等がそれぞれの発想に基づき意見交換を行う「場」の創設(H15 年度実施予定)
- **既存のアイデアの「ビジネス化」支援**
 - ・「スタンダードな契約書」、「契約インターフェイス」の開発支援等（シンポジウム標準契約書の作成等）
- **特定の著作物等の二次利用の促進**
 - (1) 放送番組
 - これから制作する放送番組
 - ・制作時に権利情報を整理する仕組みの研究（H14 年度三省庁連携事業、H15 年度総務省の放送番組等の同時大量送信システムの開発・実証事業に活用）
 - 過去の放送番組
 - ・過去の放送番組の二次利用契約を支援するための仕組みに関する研究（今後の課題）
 - (2) 視聴覚的実演
 - ・映像懇での協議を踏まえた契約システム構築への支援（今後の課題）

< 一般人同士の契約システム >

- **「バーチャル著作物マーケット」の研究開発**
 - ・埋もれがちなアマチュア等の著作物に容易にアクセスでき、利用に係る契約をネット上で行えるモデルシステムの開発（H14 年度概要設計等、H15 年度実証実験予定）
- **「標準契約書式」データベースの構築**
 - ・著作物が利用される様々な場面を想定した上で、図などを活用したわかりやすい標準的な契約書の検索システムを開発し、ネット上で公開することにより、一般の人々による著作権契約を支援（今後の課題）

【意思表示システム】

< 意思表示システムの整備 >

- **簡便なもの**
 - ・「自由利用マーク」の策定・普及(H14 年度策定)
- **詳細なもの**
 - ・権利者の意思を詳細に表示できる標準的な「意思表示システム」の検討（今後の課題）